立地禁止区域の適合状況の確認先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 確認先（又は確認方法） |
| ⑴ | 学校、病院、診療所、図書館、博物館及び社会福祉施設に係る土地の敷地境界から産業廃棄物処理施設に係る土地の敷地境界までの距離 | 現地調査 |
| ⑵ | 最終処分場にあっては、住居、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界から埋立地までの距離 | 現地調査 |
| ⑶ | 用途地域又は市街化調整区域 | 都市局都市計画課 |
| ⑷ | 都市計画法の風致地区 | 建設局公園部魅力創造課 |
| ⑸ | 自然公園法の国立公園 | 建設局公園部魅力創造課 |
| ⑹ | 森林法の保安林 | 兵庫県神戸県民センター  神戸農林振興事務所 |
| ⑺ | 砂防法により指定された土地の区域 | 建設局防災課 |
| ⑻ | 地すべり等防止法の地すべり防止区域 | 建設局防災課 |
| ⑼ | 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域 | 経済観光局農政計画課 |
| ⑽ | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の鳥獣保護区 | 兵庫県神戸県民センター  神戸農林振興事務所 |
| ⑾ | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域 | 建設局防災課 |
| ⑿ | 環境の保全と創造に関する条例の環境緑地保全地域 | 兵庫県環境部  自然鳥獣共生課 |
| ⒀ | 神戸市民の環境をまもる条例の文化環境保存区域 | 文化スポーツ局文化財課 |
| ⒁ | 神戸市市民公園条例の市民の木と一体となった土地の区域及び市民の森 | 建設局公園部魅力創造課 |
| ⒂ | 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例の緑地保存区域 | 建設局公園部魅力創造課 |
| ⒃ | 最終処分場又は特別管理産業廃棄物の処理施設にあっては、上水道の取水口（簡易水道を含む。）及び水源地からの距離 | 現地調査 |
| ⒄ | 最終処分場又は建設廃材の処理施設など大型車両により搬出入するおそれのある施設にあっては、当該敷地までの搬出入道路の幅員（路肩を除く。） | 現地調査 |
| 以下については、要綱で定める立地禁止区域ではありませんが、該当の有無の確認が必要ですので 上記事項と併せてご照会下さい。該当する場合は、別途届出等の手続きが必要となる場合があります。 | | |
| ① | 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例の緑地保全区域、育成区域 | 建設局公園部魅力創造課 |
| ② | 公共下水道処理区域※  ※該当する場合は、建設局下水道部計画課に対し下水道法等に関する照会が必要です。 | 建設局下水道部管路課 |
| ③ | 人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例の共生ゾーン | 経済観光局農政計画課 |
| ④ | 地域森林計画対象民有林 | 経済観光局農政計画課 |
| ⑤ | 臨港地区 | 港湾局経営課 |
| ⑥ | 神戸複合産業団地、神戸サイエンスパーク、神戸ハイテクパーク、西神インダストリアルパーク、神戸流通センター等 | 都市局新都市管理課 |
| ⑦ | 埋蔵文化財包蔵地 | 文化スポーツ局文化財課 |